

Ⅲ 適用を受ける法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

1 適用額明細書への転記例

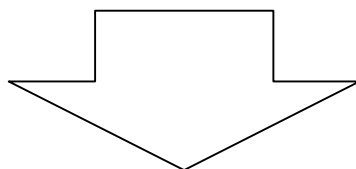
P15から適用を受ける法人税関係特別措置ごとの記載の仕方が掲載されていますが、適用額明細書への転記は次のとおり行ってください。

【別表様式六(六)】

別表六(六)
「14」、「21」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名
試験研究費の額	1	円	22
試験研究費の総額等	2	円	23
試験研究費の総額等	3	円	24
試験研究費の総額等	4	円	25
試験研究費の総額等	5	円	26
試験研究費の総額等	6	円	27

試験研究費の総額等(1)の①欄に「平成27年旧措置法第42条の4第3項」を記載し、②欄に「00428」、③欄に「200,000」を記載する。



【適用額明細書】

① 租税特別措置法の条項	② 番号	③ 適用額
平成27年旧措置法 第42条の4第3項第号	00428	200000

※ 上記別表様式六(六)の記載の仕方のように「① 租税特別措置法の条項」欄に「平成27年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に記載してください。

2 平成27年度税制改正に係る租特透明化法施行規則に掲げる表について

従来、税制改正により租税特別措置法の条項に改正があった場合は、租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄には、改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)及び改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項を併記していましたが、平成27年度の税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、条項の改正で区分番号に変更がないときは、新措置法の条項のみを掲載することとされました(※参照)。

なお、この改正により適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には新措置法の条項のみが掲載されていますが、旧措置法の適用を受ける場合であっても、引き続き適用額明細書の提出が必要ですのでご注意ください。

また、この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄は、新措置法の条項を記載してください。

※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

- 区分番号「00120」(措置名：特定地域における工業用機械等の特別償却)

＜税制改正の内容＞

旧措置法の条項：「第45条第1項の表の第1号の第1欄のイ」

新措置法の条項：「第45条第1項の表の第1号」

従来の掲載		平成27年度の掲載	
租税特別措置法の条項	区分番号	租税特別措置法の条項	区分番号
第45条第1項の表の第1号 <u>又は平成27年旧措置法第45条第1項の表の第1号の第1欄のイ</u> (償却費)	00120	第45条第1項の表の第1号 (償却費)	00120

(参考)

旧措置法の条項は適用額明細書コード表に掲載されないこととされましたが、以下の条項については、引き続き掲載されています。

- ① 廃止された法人税関係特別措置
- ② 経過措置として「なおその効力を有する」と規定された法人税関係特別措置

※ 平成26年10月1日前に開始した事業年度用

2 「30」から「32」までの
①資本金の額又は出資金
株式及び出資の全部をい
当する場合に記載します

[illegible]

平成 年 月 日

平成 年 月 日

事業年度分の 申告書

(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(の計算期間 平成 年 月 日)

	翌年以降 送付要否	要	☐	否	☐
	適用額明細書 提出の有無	有	☐	無	☐
税理士法第30条 の書面提出有	☐	税理士法第33条 の2の書面提出有	☐		

所得金額又は支払金額 (別表四)	1	十億	百万	千	円	この	所得税額等の還付金額 (45)	16	十億	百万	千	円
法	(3)	「30」欄 中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2 ②「区分番号」欄:「00380」※1又は「00381」※2 ③「適用額」欄:「30」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u> ※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号:「00380」) 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等 ※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号:「00381」) 一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合										
法人税額 (別表六(一)「6」の③)	30											
法人税額の計算	31											
法人税額の計算	32											
法人税額の計算	33											
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38											
土地譲渡税額 (別表三(二)「28」)	39											
所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	41											
外国税額 (別表六(二)「16」)	42											
計 (41)+(42)	43											
控除した金額 (12)	44											
控除しきれなかった金額 (43)-(44)	45											
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日 決算確定の日 平成 年 月 日											
法 0301-0101												
税 理 士 署 名 押 印	印											

別表一(一)次葉

「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53
	所得金額 (48) + (49)	50	000	法人税額 (52) + (53)	54
	法人税額	51	000	法人税額	55
中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2 ② 「区分番号」欄:「00380」※1又は「00381」※2 ③ 「適用額」欄:「48」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u> ※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号:「00380」) 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等 ※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号:「00381」) 一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合					
法人税額の計算	の課税土地譲渡利益金額	61		の法人税額	69
	課税留保金額	62		法人税額の計算	
	法人税額	63		課税標準法人税額 (68) + (69)	70
	還付金額	64	外	確定地方法人税額	71
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15 - 63)若しくは(15 + 64)又は(64 - 27)	65	外 00	中間還付額	72
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		欠損金の繰戻しによる還付金額	73
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67		この申告により納付すべき地方法人税額 (42 - 71)若しくは(42 + 72 + 73)又は((72 - 43) + (73 - 43の外書))	74	

別表一(一)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

※ 平成26年10月1日前に開始した事業年度用

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

 受 付 印 署 税		平成 年 月 日		所 管		業 種		概 況		要 否		別 表 等		※		青色申告		一 連 番 号					
納税地		電話() ー		事 業 種 目										税 務 署		整理番号							
(フリガナ)				期末現在の 出資金の額										税 務 署		事業年度 (至)		年 月 日					
法人名				経理責任者 自署押印										税 務 署		売上金額		兆 十億 百万					
(フリガナ)				旧納税地及び 旧法人名等										税 務 署		申告年月日		年 月 日					
代表者 自署押印				添 付 書 類										税 務 署		申告区分							
代表者 住 所				貸借対照表、損益計算書、損益金処 分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書										税 務 署		通 信 日 付 印							
														税 務 署		確 認 印							
														税 務 署		省 略							
														税 務 署		年 度 処 理 委 員 会							
														税 務 署		年 月 日							

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

翌年以降
送付要否

右	
---	--

411

平成 年 月 日

税理士法第30条
の書面提出有

税理士法第33条
の2の書面提出有

[illegible]

「24」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」
- ② 「区分番号」欄:「00384」
- ③ 「適用額」欄:「24」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

控除税額 (((8)-(9))と(43)のうち少ない金額)		10									ご修あこの の正の申 申告場 申告合 告合前 がでの		欠損金又は災害損失金 等の当期控除額	22							
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)		11						0	0		翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金			23							
法人税額の計算	特例税率の適用がある場合 上記以外の場合	(1)のうち年800万円 相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	24					0	0	0	(24)の15%相当額		31								
		(1)のうち(24)を超過年 10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	25					0	0	0	(25)の19%相当額		32								
		(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	26					0	0	0	(26)の22%相当額		33								
		所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27					0	0	0	法人税額 (31)+(32)+(33)		34								
		(1)の金額又は800万円× 相当額のうち少ない金額	28					0	0	0	(28)の15%相当額		35								
		(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(28)	29					0	0	0	(29)の19%相当額		36								
所得金額(1) (28)+(29)	30					0	0	0	法人税額 (35)+(36)		37										

「28」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」
- ② 「区分番号」欄:「00382」
- ③ 「適用額」欄:「28」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

土 地 譲 渡 税 額 の 計 算	土地譲渡税額(別表三)		「28」欄	公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」 ② 「区分番号」欄:「00382」 ③ 「適用額」欄:「28」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u>	0	0
	同(別表三)					
	所得税(別表六)					
	外国(別表六)					
	計(41) + 控除し(1)					
控除しきれない(43) - (44)						

法 0301-0102

税	理	士
署	各	押

印

別表一(二)次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

		事業年度等	法人名
法人税額の計算			
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$	35	000
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200\text{万円} \times \frac{1}{12}$	36	000
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10\text{億円} \times \frac{1}{12}$	37	000
	所得金額 $(35) + (36) + (37)$	38	000
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円相当額のうち少ない金額	39	000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (39)$	40	000
所得金額 $(39) + (40)$			
課税標準法人 (27)			
法人税額の計算	この申告の前	この申告の前	この申告の前
所得金額又は欠損金額			
課税土地譲渡利益金額	52		
確定地方法人税額		59	
法人税額の計算	この申告の前	この申告の前	この申告の前
欠損金又は繰り越す欠損金又は災害損失金	50		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57		

「35」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」

② 「区分番号」欄:「00384」

③ 「適用額」欄:「35」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「39」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」

② 「区分番号」欄:「00382」

③ 「適用額」欄:「39」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

別表一(二)次葉
平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

別表一(三)

「27」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日前に開始した事業年度用

平成 年 月 日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	※	青色申告	一連番号
納税地 電話() -	事業種目	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号
(フリガナ)	法人名	事業年度(至)	事業年度(至)	事業年度(至)	事業年度(至)	事業年度(至)	事業年度(至)
(フリガナ)	代表者 自署押印	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額
代表者 住所	添付書類	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日	申告年月日
		申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分
		通信日付印	通信日付印	通信日付印	通信日付印	通信日付印	通信日付印
		確認印	確認印	確認印	確認印	確認印	確認印
		略	略	略	略	略	略
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

適用額明細書提出の有無

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	所得税等の還付金額 (40)	14	十億	百万	千	円
法人税額 (32)	2					中間納付額 (12) - (11)	中間納付額 (12) - (11)	15				
法人税額の特別控除額 (別表六「26」)	3					欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	16				
差引法人税額 (2) - (3)	4					計 (14) + (15) + (16)	計 (14) + (15) + (16)	17				
リース特別控除取戻税額 (別表六「26」)	5					この申告による 所得金額又は 欠損金額	この申告による 所得金額又は 欠損金額	18				
土地譲渡利益金額 (別表三「23」)	6				0 0 0	課税土地譲渡 利益金額	課税土地譲渡 利益金額	19				

「27」欄

特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第4号」

② 「区分番号」欄:「00383」

③ 「適用額」欄:「27」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

中間申告分の法人税額	12				0 0	この申告による 所得金額又は 欠損金額	この申告による 所得金額又は 欠損金額	20				
差引この申告 分の法人税額	13				0 0	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	26				
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円× 相当額のうち少ない金額	27				0 0 0	(27)の15%相当額	(27)の15%相当額	30				
相当額を超える金額 (27)の15%相当額	28				0 0 0	(28)の19%相当額	(28)の19%相当額	31				
所得金額(1) (27) + (28)	29				0 0 0	法人税額 (30) + (31)	法人税額 (30) + (31)	32				
土地譲渡税額 (別表三「23」)	33				0	土地譲渡税額 (別表三「23」)	土地譲渡税額 (別表三「23」)	35				0 0

「29」欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の2第1項」

② 「区分番号」欄:「00395」

③ 「適用額」欄:「29」欄の金額(円単位)

(注) 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法 0301-0103

--	--	--	--	--

税理士 署名押印	(印)
-------------	-----

別表一(三)次葉

「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

別表一(三)次葉
平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

		事業年度等	法人名
法人税額の計算			
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(10)の12%相当額
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の19%相当額
所得金額 (40) + (41)	42	000	法人税額 (43) + (44)
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額
「40」欄 特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第4号」 ②「区分番号」欄:「00383」 ③「適用額」欄:「40」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u>			
この申告の 法人税額の 計算	所得金額又は欠損金の当期控除額	53	中間還付額
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54	
「42」欄 特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の2第1項」 ②「区分番号」欄:「00395」 ③「適用額」欄:「42」欄の金額(円単位) (注) <u>別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u>			

「14」、「21」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

平二十七・四・一以後終了事業年度分

1 平成27年4月1日以前に開始した事業年度にあつては、「2」、「3」及び「4」の各欄は、記載を要しません。

2 平成27年4月1日以後に開始した事業年度にあつては、「15」から「26」及び「28」から「34」の各欄は、記載を要しません。

3 当期の試験研究費の額（「30の①」欄）が前期の試験研究費の額（前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額）（「32の②」欄）を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください（この場合、「24」欄には「0円」と記載します）。

4 以下の場合は、前期から繰り越された控除限度超過額

法 0301—0606

別表六(七)

「10」又は「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(七)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

2 平成27年4月1日以前に開始した事業年度については、「11」から「15」及び「17」の各欄は、記載を要しません。

3 当期の試験研究費の額(「17」の①欄)が前期の試験研究費の額(前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額) (「19」の②欄) 以下の場合、前期から繰り越された控除限度超過額(「12」欄)を当期の法人税額から控除することができますので御注意ください(この場合、「13」欄には「0円」と記載します)。

試験研究費の額		1	繰越税額控除の計算に関する明細			
中小企業者等の試験研究費の額	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	前期超過要件に係る試験研究費の額	17	当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			①	②
	控除対象試験研究費の額(2)+(3)	4			円	円
	中小企業者等税額控除限度額((1)又は(4))	5				
調整前法人税額(別表一(一)「2」又は別表一(三)「1」)						
当期税額控除額(6)×2						
当期税額控除額(5)と(7)のうち小さい額						
法人税額超過構成額(別表六(二十五)「11の②」)		9	繰越中	事業年度又は前連結事業年度	前期繰越額	当期控除可能額
当期税額控除額(8)-(9)	10	20			21	
差引当期税額基準額残額(7)-(8)	11	円			円	
繰越中小企業者等			過額の認識	計		
同上のうち(11)及び(17)の①のいずれもに該当しないもの						
法人税額超過構成額(別表六(二十五)「10の②」)	14					
当期繰越税額控除額(13)-(14)	15				(13)	
法人税額の特別控除額(10)又は((10)+(15))	16					

「10」欄

中小企業技術基盤強化税制を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の4第6項」※1又は「第42条の4第2項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00429」※1又は「00564」※2
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 平成27年旧措置法第42条の4第6項(区分番号：「00429」)

平成27年4月1日以前に開始した事業年度

※2 第42条の4第2項(区分番号：「00564」)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度

「15」欄

中小企業技術基盤強化税制(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の4第7項」
- ② 「区分番号」欄：「00430」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

※ 平成27年4月1日以前に開始した事業年度

別表六(八)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(八)

平成二十七年・四・一以後終了事業年度分

御 注 意

この明細書は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、措置法第42条の4第3項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合には、別表六(八)を使用することになりますので、御注意ください。

特 別 試 験 研 究 費 の 額 (13の計)	1	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	6	円		
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」) 又は (別表六(七)「3」)	2		当 期 税 額 基 準 額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7			
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5) と (7) のうち少ない金額)	8			
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3) と (14) のうち少ない金額)	4		法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「12の②」)	9			
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (8) - (9)	10			
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細							
措法第42条の4第3項各号 の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容			特 別 試 験 研 究 費 の 額			
11	「10」欄			特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合※ ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第3項」 ② 「区分番号」欄：「00565」 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額 ※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度			
第1号・第2号							
第1号・第2号							
第1号・第2号							
第1号・第2号							
第1号・第2号							
第1号・第2号							
計							
同上のうち(11)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	14						

法 0301-0608

別表六(九)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(九)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	12	円
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
比較試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 $(1) - (13)$	14	
基準試験研究費の額 (別表六(十)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
増加試験研究費の額 $(1) - (3)$ ($(1) \leq (4)$ の場合は0)	5		超過税額控除割合 $((15) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	16	
試験研究費					円

「22」欄

試験研究費の増加額に係る税額控除※1又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除※2を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項第1号」※1又は「第42条の4第4項第2号」※2

② 「区分番号」欄：「00486」※1又は「00012」※2

③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

※1 第42条の4第4項第1号(区分番号：「00486」)

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%に相当する金額を超え、かつ、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合

※2 第42条の4第4項第2号(区分番号：「00012」)

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%に相当する金額を超える場合

税額	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(5) \times ((7) \text{又は}(8))$ ($(5) \leq ((3) \times \frac{5}{100})$ の場合は0)	9	当期税額控除可能額 (11)の金額又は(19)の金額	20	
控除	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「13の②」)	21	
	当期税額控除可能額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11	法人税額の特別控除額 $(20) - (21)$	22	

法 0301-0609

別表六(十一)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十一)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください。（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）

2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に関する国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円	
「17」欄 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「00296」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額							
当期繰越	取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (14)-(15)	18	円
	税額控除限度額 (11)× $\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額 (13)× $\frac{20}{100}$	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「14の②」)	21	
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額 (20)-(21)	22	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「15の②」)	16			法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23	
	当期税額控除額 (15)-(16)	17					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前当	前期繰越額又は 控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (24)-(25)			
平 . .							
平 . .							
平 . .							
平 . .							
計							
当期分	(12)	(15)	外				
合計							
機械設備等の概要							

「16」、「22」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

平二十七・四・一以後終了事業年度分

--

御注意ください。資本金の額又は出資金の額が三万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等（特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。）については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第8項」
② 「区分番号」欄：「00492」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(特定生産性向上設備等以外のものの場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第7項」
② 「区分番号」欄：「00043」
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

当期

当期

「29」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第9項」
② 「区分番号」欄：「00044」
③ 「適用額」欄：「29」欄の金額

法 0301-0612

別表六(十三)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十三)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の9第1項の表の各号の該当号)		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期繰越	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20	
	税額控除限度額 $((11)-(12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「19の②」)	22	
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23	
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			法人税額の特別控除額 (18)+(23)	24	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「20の②」)	17					
	当期税額控除額 (16)-(17)	18					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	25	円	当期控除可能額等	26	円	翌期繰越額 (25)-(26)
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
平・・							
計							
当期分	(13)						
合計							
機械設備等の概要							

P28参照

別表六(十三)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 1 号」)	第42条の 9 第 1 項第 1 号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 2 号」)	第42条の 9 第 1 項第 2 号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 3 号」)	第42条の 9 第 1 項第 3 号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 4 号」)	第42条の 9 第 1 項第 4 号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 5 号」)	第42条の 9 第 1 項第 5 号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」、「平成26年旧措置法第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」又は「平成24年旧措置法第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」	00411	「23」欄の金額

別表六(十五)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十五)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称		1						
措法第42条の10第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容		3						
資 産 区 分	種 類	4						
	構造、設備の種類又は区分	5						
	細 目	6						
	取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	特定事業の用に供した年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
「19」欄				円		円		円
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「00507」 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額								
		額 の 計 算						
当 期 分	取 得 価 額 の 合 計 額 (11)の合計	12		円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (16)－(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13				繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
	税 額 控 除 限 度 額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14				同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	15				法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「21の②」)	23	
	当 期 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16				当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22)－(23)	24	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19)＋(24)	25	
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「22の②」)	18						
	当 期 税 額 控 除 額 (17)－(18)	19						
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額 等	翌 期 繰 越 額 (26)－(27)					
平 . .								
平 . .								
平 . .								
計								
当 期 分	(14)							
合 計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

「24」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第3項」

② 「区分番号」欄：「00508」

③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

別表六(十六)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十六)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称		1						
措法第42条の11第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
特定国際戦略事業の内容		3						
資 産 区 分	種 類	4						
	構造、設備の種類又は区分	5						
	細 目	6						
	取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
「19」欄				円	円	円	円	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」 ② 「区分番号」欄：「00301」 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額							額の計算	
当 期 繰 越 分	取得価額の合計額 (11)の合計	12		円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (16)－(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13				繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
	税額控除限度額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14				同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額	22	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	15				法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「23の②」)	23	
	当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16				当期繰越税額控除額 (22)－(23)	24	
	当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額	17				法人税額の特別控除額 (19)＋(24)	25	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「24の②」)	18						
	当期税額控除額 (17)－(18)	19				翌期繰越税額控除限度超過額の計算		
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (26)－(27)					
平 . .		27		28				
平 . .								
平 . .								
計								
当期分	(14)							
合計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

「24」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第3項」

② 「区分番号」欄：「00302」

③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

別表六(十七)
「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
※ 地域再生法の一部を改正する法律の施行日前に終了した事業年度用

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(十七)
平二十七・四・一以後終了事業年度分

基準雇用者数の計算	適用年度終了の日における雇用者の数	1	法人税額の特別	税額控除限度額 40万円×(4) (8)<(9)の場合は0)	10	円	
	適用年度開始の日の前日における雇用者の数	2		当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	11		
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3			当期税額基準額 (11)× $\frac{10又は20}{100}$		12
	基準雇用者数 (1)－((2)－(3)) (マイナスの場合は0)	4					
基準雇用者割 $\frac{(4)}{(2)-(3)}$			「15」欄 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄：「00440」 ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額				
給与等支給額の計算	適用年度における給与等の支給額		額の計算	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「26の②」)	14		
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	7					
	給与等支給額 (6)－(7)	8					
比較給与等支給額 (23)		9	法人税額の特別控除額 (13)－(14)		15		
比較給与等支給額の計算							
事業年度又は連結事業年度		給与等支給額	(17)のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (17)－(18)	適用年度の月数 (16)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (19)×(20)	
16		17	18	19	20	21	
調整対象年度	平 平	円	円	円	――	円	
	平 平				――		
計							
適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額 (21の計)÷(調整対象年度数)				22	円		
比較給与等支給額 (22) + ((22)×(5)× $\frac{30}{100}$)				23			

法 0301-0617

別表六(十七)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度用

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十七)

平二十七・●●以後終了事業年度分

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日		1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
計画の区分及び事業実施地域		2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	
資 産 区 分	種 類	3						
	構 造 又 は 区 分	4						
	細 目	5						
	取 得 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取 得 価 額	取 得 価 額	8	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差引改訂取得価額 (8)－(9)	10						
法人税額の特別控除額の計算								
拡 充 型 計 画 の 場 合	取得価額の合計額 (10のうち拡充型計画に係る額の合計額)	11	円	税 額 控 除 限 度 額 (13) + (14) + (17) + (18)	19	円		
	同上のうち(1)が措法第42条の12第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	12		調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	20			
	控 除 対 象 額 特 定 期 間 分 $(12) \times \frac{4}{100}$	13		当 期 税 額 基 準 額				
	特定期間以外 (11)－(12)							
	取得価額の (10)のうち移転型計画の合計額							
移 転 型 計 画 の 場 合	同上のうち(1)が措法第42条の12第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	16		法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「25の②」)	23			
	控 除 対 象 額 特 定 期 間 分 $(16) \times \frac{7}{100}$	17		法人税額の特別控除額 (22)－(23)	24			
	特定期間以外の期間分 (15)－(16) $\times \frac{4}{100}$	18						
	建 物 等 の 概 要							

「24」欄

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00570」
 ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

別表六(十八)

「14」、「25」又は「35」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
※ 地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度用

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度

法人名

御注意

平成27年●月●日前に終了する事業年度については、別表六(十七)（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）を御使用ください。

基準雇用者数	当期の終了の日における雇用者の数	1	人	当期税調	控除対象基準雇用者数 (4) - (18) (マイナスの場合は0)	8	人	
	当期の開始の日の前日における雇用者の数	2			税額控除限度額 40万円 × (8) (5) < 0.1の場合又は(6) < (7)の場合は0	9		円
	「14」欄 ち当期の終了の				調整前法人税額			
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の2第1項」 ② 「区分番号」欄: 「00440」 ③ 「適用額」欄: 「14」欄の金額								
給与等支給額 (別表六(十八)付表「3」)	6	円	計算	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「26の②」)	13			
比較給与等支給額 (別表六(十八)付表「11」)	7			当期税額控除額 (12) - (13)	14			
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項								
認定年月日	平・		事業実施地域					
地方事業所税額控除限度額に係る計算				地方事業所特別税額控除限度額に係る計算				
計画の区分	拡充型・移転型		基準年度		平・			
地方事業所基準雇用者数の計算	当期の終了の日における雇用者の数	15	人	適	平・	26	人	
	当期の開始の日の前日における雇用者の数				平・	27		
	「35」欄				雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合			
同上のうち当期の日において高年齢に該当する者				① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の2第3項」 ② 「区分番号」欄: 「00572」 ③ 「適用額」欄: 「35」欄の金額				
当基	控除対象地方事業所基準雇用者数 (15) - (16) - (17) (マイナスの場合は0)	18	円	当期	地方事業所特別基準雇用者数 (26) + (27) + (28) + (29)	30		
	「25」欄	20			地方事業所特別税額控除限度額	31		
	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合							
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の2第2項」 ② 「区分番号」欄: 「00571」 ③ 「適用額」欄: 「25」欄の金額								
の計算	(20)と(22)のうち少ない金額	23	の計算	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「28の②」)	34			
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「27の②」)	24			当期税額控除額 (23) - (24)	35		
	法人税額の特別控除額 (14) + (25) + (35)					36		

別表六(十八) 平二十七・●●以後終了事業年度分

別表六(二十)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(二十)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます。）であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（中小企業等協同組合等を除きます。）は、この制度の適用があります。（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		1						
事業種目		2						
資産区分	種類	3						
	設備の名称	4						
	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
	指定事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引改定取得価額 (7) - (8)	9						
「16」欄 法人税額の特別控除額の計算 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「00448」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額								
期分	又は別表一(三)「2」			繰越	繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19		
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13		分	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「29の②」)	20		
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14			当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21		
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「30の②」)	15			法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22		
	当期税額控除額 (14) - (15)	16						
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額		当期控除可能額等		翌期繰越額 (23) - (24)			
平・・			24		25			
平・・								
平・・								
計								
当期分	(11)							
合計								
設備の概要								

「21」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第3項」
 ② 「区分番号」欄：「00449」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

別表六(二十一)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・
・
・

法人名

雇用者給与等支給額	1	円	法人税額の特別控除限度額	8	円
標準雇用者給与等支給額 (17)	2		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	9	
雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		当期税額基準額 (9) × $\frac{10 \text{又は} 20}{100}$	10	
増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4		当期税額控除可能額 (8)と(10)のうち少ない金額	11	
比較雇用者給与等支給額 (21)	5	円	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「31の②」)	12	
平均給与等支給額 (27の①)	6		法人税額の特別控除額 (11) - (12)	13	
比較平均給与等支給額 (27の②)	7				

標準雇用者給与等支給額の計算

基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する 給与等の支給額	適用年度の月数 (14)の基準事業年度又は 基準連結事業年度等の月数	標準雇用者給与等支給額 (15) × (16)
14	15	16	17

「13」欄

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00450」
 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

比較雇用	18	19	20	21
前事業年度又は前連結事業年度	円	円	円	円
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算				

		平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算	
		適用年度		前事業年度又は前連結事業年度	
		①		②	
雇用者給与等支給額	22	(1)	円	(19)	円
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	23				
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	24				
継続雇用者給与等支給額 (23) - (24)	25				
月別支給対象者の合計数	26		人		人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(25)}{(26)}$	27		円		円

別表六(二十一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十二)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(二十二)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

事業	種	目	1						
資産 区分	種	類	2						
	構造、設備の種類又は区分		3						
	細	目	4						
	取	得	年	月	日	5	平	・	・
	事業の用に供した年月日		6	平	・	・	平	・	・
取得 価 額	取得価額又は製作価額		7		円		円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8						
	差引改定取得価額(7)-(8)		9						
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額((9)の合計)			10		円	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「8」)		17	
同上的うち建物			「21」欄 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第7項」又は「第42条の12の5第8項」 ② 「区分番号」欄：「00517」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額						
(10)のうち(1)であるもの									
同上的うち建物及び構築物に係る額			13			当期税額控除可能額((16)と(18)のうち少ない金額)	19		
税額 控除 限度 額の 計算	特 定 の 期 間 以 分	$((10)-(11))-(12)-(13)) \times \frac{4}{100} + ((11)-(13)) \times \frac{2}{100}$	14			法人税額超過構成額(別表六(二十五)「32の②」)	20		
	特 定 期 間 分	$((12)-(13)) \times \frac{5}{100} + (13) \times \frac{3}{100}$	15						
	税額控除限度額(14)+(15)		16			法人税額の特別控除額(19)-(20)	21		
機械設備等の概要									

別表八(一)
「5」、「20」、「15」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表八(一)
平成二十七・四以後終了事業年度分

1 受取配当等の益金不算入に関する明細書

「5」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(当年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成27年旧措置法第67条の7第1項」
② 「区分番号」欄:「00279」
③ 「適用額」欄:「5」欄の金額

※ 平成27年4月1日前に開始した事業年度

負債利子等の額を計算する場合

受取配当等の額 (計)	17	円
等 の 額 (4の計)	18	
利子等の額	19	

法人株主等	連結法人に支払う負債利子等の額	4		特別利子の額	20	
又	特別利子の額	5		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	21	
は	超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」)			超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」)	22	
関	計			計		
連	(3)-(4)-(5)-(6)+(7)					
法	総資産価額(36の計)					
人	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額(37の計)	10				
株	受取配当等の額から(8)×(10)	11				
式						
等						
子						
又						
は						
関						
連						
法						
人						
株						
式						
等						

「20」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成27年旧措置法第67条の7第1項」
② 「区分番号」欄:「00279」
③ 「適用額」欄:「20」欄の金額

※ 平成27年4月1日前に開始した事業年度

法人株主等	連結法人に支払う負債利子等の額	4		特別利子の額	20	
又	特別利子の額	5		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	21	
は	超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」)			超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」)	22	
関	計			計		
連	(3)-(4)-(5)-(6)+(7)					
法	総資産価額(36の計)					
人	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額(37の計)	10				
株	受取配当等の額から(8)×(10)	11				
式						
等						
子						
又						
は						
関						
連						
法						
人						
株						
式						
等						

「15」又は「32」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第1項」
② 「区分番号」欄:「00583」
③ 「適用額」欄:「15」又は「32」欄の金額

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度

等	計算	控除する負債利子等の額 (8)×(9)	14	算	(23)×(30)	31
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八 (一) 付表「14の計」)			15	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八 (一) 付表「14の計」)		32
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(11))+((12)-(14))×50%+(15)×(20%又は40%)			16	受取配当等の益金不算入額 (17)+(18)-(27))+((28)-(31))×50%+(32)×(20%又は40%)		33

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区 分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額(34)-(35)	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額株式及び出資等	受益権の帳簿価額× $\frac{50}{100}$ 又は $\frac{25}{100}$
	34	35	36	37	38	39
前期末現在額	円	円	円	円	円	円
当期末現在額						
計						

御注意
「35」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めず。

「5」又は「9」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

	法人名		本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額		
					1		
完全子法人株式等				:	:	円	
				:	:		
				:	:		
				:	:		
				:	:		
				:	:		
関係法人株式等又は関連法人株式等	法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有期間又は受取配当等の額の計算期間				
			:	:			
			:	:			
			:	:			
			:	:			
			:	:			
				計			
その他株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地 〔証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・其他投信の別〕	受取配当等の額 $\left(\text{その収入額} \times \frac{100}{100}, 60 \text{ 又は } 25 \right)$	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (6) - (7)		
		5	6	7	8		
			円	円	円		
				計			
非支配目的株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	
	9	10	11	12	13	14	
					円	円	円
				計			

「5」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例（その他株式等の場合）を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00278」
 ③ 「適用額」欄：「5」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「8」欄の金額の合計額

※ 平成27年4月1日前に開始した事業年度

「9」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例（非支配目的株式等の場合）を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00278」
 ③ 「適用額」欄：「9」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「14」欄の金額の合計額

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度

1 平成27年3月31日以前に開始する事業年度において、証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。）の収益の分配がある場合の「5」欄の記載については「5」欄の証券投資信託の区分に依り、その収入金額の $\frac{100}{100}$ 、 $\frac{50}{100}$ 又は $\frac{25}{100}$ に相当する金額を記載します。

2 平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄には「特定株式投資」と記載し、「10」及び「11」の各欄は記載する必要はありません。

記載しますが、このとき、「9」欄には「特定株式投資」と記載し、「10」及び「11」の各欄は記載する必要はありません。

別表八) 付表 平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
地区又は地域	第1号 第2号 第2号	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5	円
地区又は地域	第1号 第2号 第2号	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5	円
設立年月日	2	計算	所得基準額 $(7) \times \frac{40}{100}$	8
特別	(1)が第1号又は第2号の場合	特別控除額 (8)	9	
「9」欄	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第2号」)を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第2号」 ②「区分番号」欄:「00425」 ③「適用額」欄:「9」欄の金額	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	10	人
		時使用する従業員の総数	11	
		業員割合 $\frac{(10)}{(11)}$	12	
事業種目	4	計算の場合	特別控除額 $(5) \times \frac{40}{100} \times (12)$	13

法 0301-1001

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第2項」)を適用している場合

- ①「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第2項」
 ②「区分番号」欄:「00544」
 ③「適用額」欄:「13」欄の金額

別表十一(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表十(二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
国際戦略総合特別区域の名称	1		損 金 算 入 額 の 計 算	所 得 金 額 仮 計 又 は 連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四「25の①」又は別表四の 二「34の①」)	4	円
指 定 特 定 事 業 法 人 としての指定を受けた日	2	平 . .		軽 減 対 象 所 得 金 額 又 は 軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額	5	
				(4) と (5) の うち 少 な い 金 額	6	
特 定 国 際 戦 略 事 業 の う ち 規制の特例措置等の適用を 受けて行われる事業の内容	3			損 金 算 入 額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指 定 の 取 消 日	8	平 . .	指定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
適 算 用 入 対 入 象 入 年 入 度 入 に 入 お 入 い 入 て 入 損 入 金 入 の 入 計 入 算 入 の 入 額 入 に	事 業 「7」欄 は 連 結 事 業 年 度		損 金 算	入 額	
	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合				
	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」				
	② 「区分番号」欄：「00352」				
	③ 「適用額」欄：「7」欄の金額				
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	合 計				

法 0301-1002

別表十(三)

「16」又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・

法人名

()

別表十三

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称		1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額		2			3年を経過した場合の益金算入額(25の計)	13	
積立限度額	取引の基計算	3			同上以外の場合による益金算入額(26の計+27の計)	14	
	取引基準額	4			計(13)+(14)	15	
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額(2)-(1)	16	
	鉱物の販売に係る所得金額(3)-(5)	6			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
	租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項若しくは第12項又は第39条の88第3項、若しくは第11項により控除する金額	7		貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金		18	

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2又は「第58条第2項」※3
② 「区分番号」欄：「00203」※1、2又は「00482」※3
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※1 第58条第1項(区分番号：「00203」)

探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)

※2 第58条第9項(区分番号：「00203」)

探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

※3 第58条第2項(区分番号：「00482」)

海外探鉱準備金の損金算入

・	・	円	円	円	円	円	円
・	・						円
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						

「40」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第1項」※1又は「第59条第2項」※2
② 「区分番号」欄：「00205」※1又は「00483」※2
③ 「適用額」欄：「40」欄の金額

※1 第59条第1項(区分番号：「00205」)

新探鉱床探鉱費の特別控除

※2 第59条第2項(区分番号：「00483」)

海外新探鉱床探鉱費の特別控除

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費 当期の探鉱用機械設備の償却額			所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計(別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」)	37	
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	31			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32			所得基準額(37又は(37)-(38))	39	
	探鉱費基準額(29)又は(31)-(32))	33			特別控除額(33)、(36)と(39)のうち少ない金額	40	

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

③ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(四)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・
							準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算									
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4							
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6							
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120円)$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180円)$	7	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90円)$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135円)$	9	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 60円)$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90円)$	11	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$((12) \times \dots)$								
	日本船舶								
	日本船舶の稼動日数	16	日	日	日	日	日	日	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)	17	円	円	円	円	円	円		
損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18	円			損金算入額 (18) - (19)	20	円		
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19				益金算入額 (19) - (18)	21			
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算									
認定の取消日	22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23	円		
前金額の合計に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額			日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額			損金算入額 (24) - (25)	
		24			25			26	
	平	円			円			円	
	平								
	平								
	平								
	平								
	平								
合計									

「20」欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」

② 「区分番号」欄：「00484」

③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表十(五)

「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度
法人名
別表十五

Ⅰ 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .		差引譲渡経費の額 (10) - (11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
	取得した補償金等の額	5		円	譲渡益の額 (5) + (6) - (7) - ((8)又は(9)) - ((12)又は(13))	14	
	特別控除に係る交換取得資産の価額	6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15	
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7		特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	
	譲渡資産の帳簿価額	8			特別控除残額 5,000万円 - (16)	17	
P45参照					特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18	

Ⅱ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	19		円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 . .) 平 . .		1,500万円 - (34)	35	
取得した対価の額	21		円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産の価額	22			特別控除残額 5,000万円 - (36)	37	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	23			特別控除額 (28)、(35)と(37)のうち少ない金額	38	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
譲渡経費の額の計算	25			800万円 - (39)	40	
	26			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	
	27			特別控除残額 5,000万円 - (41)	42	
譲渡益の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (27)	28			特別控除額 (28)、(40)と(42)のうち少ない金額	43	
等を譲渡した場合の特別控除額に土地	29			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	
	30			2,000万円 - (29)	45	
	31			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46	
	32			特別控除残額 5,000万円 - (31)	47	
	33			特別控除額 (28)、(30)と(32)のうち少ない金額	48	

別表十(五)

「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」又は「第65条の2第7項」	00217	「18」欄の金額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「33」欄の金額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「38」欄の金額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「43」欄の金額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「48」欄の金額

別表十(六)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十(六)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

Ⅰ 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
「6」欄 社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」 ② 「区分番号」欄：「00485」 ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額						
法定経費率による経費の額						
				(7) × $\frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			(8) × $\frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			(9) × $\frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額				「22」欄 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00376」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額		
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)						

Ⅱ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

Ⅲ 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
「27」欄 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」 ② 「区分番号」欄：「00374」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額						
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

別表十(七)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度		・ ・	法人名			
円	特定社債の発行をして いる場合の調整	特定社債の当期末残高			14	円
		$(14) \times \frac{5}{100}$			15	
		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)			16	
		$(15) - (16)$			17	
		当期に償還した 特定社債の額の合計額			18	
		特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額			19	
		$(18) - (19)$			20	
		損金の額に算入される 減価償却費の額			21	
		$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)			22	
		特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$			23	

別表十七

平二十七・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1007

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名		
金 銭 の 分 配 の 額	1	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12
みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	2	前 期 繰 越 損 失 の 額	13
小 計 (1) + (2)	3	の れ ん の 償 却 額	14
出 資 等 減 少 分 配 の 額	4	(14) × $\frac{80 \text{ 又は } 70}{100}$	15
同上に係るみなし配当等の額	5	負 の の れ ん 発 生 益 の 額	16
配 当 等 の 額 (3) - (4) + (5)	6	減 損 損 失 の 額	17
配 当 可 能 利 益 の 額 (27)	7	(17) × $\frac{80 \text{ 又は } 70}{100}$	18
(7) × $\frac{90}{100}$	8	買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (32の計)	19
(3) が (8) を超える場合の (6) の額	9	一時差異等調整積立金の積立額	20
所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	10	控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 (42の計)又は(45の計)	21
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9) と (10) のうち少ない金額	11	買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (53の計)	22
		一時差異等調整積立金取崩額	23
		差引 (12) - (13) - (15) - (16) - (18) - (19) - (20) + (21) + (22) + (23) (マイナスの場合は0)	24
		利 益 超 過 分 配 金 額	25
		出 資 総 額 戻 入 金 額	26
		配 当 可 能 利 益 の 額 (24) + (25) - (26)	27
買換特例圧縮積立金個別控除額の計算			
「11」欄適用条項	28	措法・震災特例法第 条第 項	措法・震災特例法第 条第 項
投資法人に係る課税の特例を適用している場合			計
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」			円
② 「区分番号」欄：「00397」			
③ 「適用額」欄：「11」欄の金額			円
控 除 限 度 割 合 の 計 算			
譲渡利益金額の計算	33	譲渡利益金額 (33) - (36) (マイナスの場合は0)	37
当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	34	譲渡利益の計算	
当期において譲渡した不動産の譲渡直前の帳簿価額の合計額	35	控 除 限 度 割 合 (37) (30の計)	38
当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額	36	(1を超える場合は1)	
計 (34) + (35)			
控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算			
負ののれん発生益の発生事業年度	39	前期までの加算額の累計 (前期までの(40)の累計)	41
負ののれん発生益の額	40	当期加算額 (40)と(39) - (41)のうち少ない金額	42
・	円		円
・			
・			
計			
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算			
買換特例圧縮積立金の種類	46	前期までの加算額の累計 (前期までの(53)の累計)	48
買換特例圧縮積立金個別控除額	47	差引残額 (47) - (48)	49
・	円		円
・			
・			
・			
計			

別表十(八)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

事業年度	・ ・	・ ・	法人名
------	--------	--------	-----

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書									
利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を	社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	円		
	超 過 分 配 額	2							
	利 益 の 分 配 の 額 (1)－(2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18			
分 配 可 能 利 益 の 額	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4			期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)		19		
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5							
	減 損 損 失 の 額	6				$(18) - (19)$	20		
	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7							
	差 引 計 (4)－(5)－(7)	8				当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21		
の 額	(8) (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、 $(8) - (26)$) (マイナスの場合は0)	9			特 定 譲 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額		22		
	超 過 分 配 額 (2)	10							
「16」欄						23			
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」									
② 「区分番号」欄：「00398」									
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額									
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14		合 計 の 調 整	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25			
所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)		15							
利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)		16			社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整 額 $(20) + (25) \times 2$	26			

収益の分配の額の計算	総分配額	27	円	分配可能	税引前当期純利益金額	34	円	
	超過分配額	28			期首欠損金の額	35		
	収益の分配の額 (27) - (28)	29			減損損失の額	36		
	「33」欄 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00399」 ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額					37		
							38	
(30)が $\frac{90}{100}$ を超							39	
所得金額合計 (別表四「33の①」)	32		円	計算	超過分配事業年度後に (39)に充てられた金額	40		
収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額	33				分配可能収益の額 (38) + (39) - (40)	41		

別表十一（一の二）

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十一（一の二） 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時に租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。） 10/1,000 (2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。） 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000

(4) (1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。） 10/1,000 (2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。） 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000

当 期 繰 入 額	1	円	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	10	有 ・ 無
期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額 (26の計)	2		前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11	円
貸 倒 実 績 率	3		(11)		
法 定 の 繰 入 率	5	1,000	前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数の合計額	12	
繰 入 限 度 額 ((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	13	円
経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額 (6)×25%	7		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	14	
公 益 法 人 等 ・ 協 同 組 合 等 の 繰 入 限 度 額 (6)× $\frac{112}{100}$	8		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	15	
繰 入 限 度 超 過 額 (1)－((6)、(7)又は(8))	9		益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	16	
			貸倒れによる損失の額等の合計額 (13)+(14)+(15)－(16)	17	
			(17)× $\frac{12}{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}$	18	
			貸 倒 実 績 率 (18) (小数点以下4位未満切上げ) (12)	19	

中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の9第3項」

② 「区分番号」欄:「00392」

③ 「適用額」欄:「8」欄の金額

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされ及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権等の額及び非適格合併等により併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (20)+(21)－(22)－(23)－(24)－(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)－(27)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 (30) (小数点以下3位未満切捨て) (29)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計) × (31)	32	円

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌 期 5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25の計)	13	
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定	3	昭 平 第 号	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26の計)	14	
特 定 株 式 等 の 認 定	4	昭 平 第 号	計 (13) + (14)	15	
当 期 積 立 額	5	円	当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5) - (11)	16	
積 立 限 度 額 の 計 算	6	平 . .	期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (15) + (16)	17	
当期において取得した特定株式等の取得年月日	7	円	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18	
(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額			差 引 (18) - (17)	19	
同 上 の $\frac{30 \text{ 又は } 90}{100}$			当 期 分 貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20	
取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額			当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11) + (20)	21	
積 立 限 度 額 (8) - (9)	10		前 期 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22	
積 立 限 度 超 過 額 (5) - (10)	11				

益 金 算 入 額 の 計 算

積 立 事 業 年 度		当初の積立額の うち損金算入額	期 首 現 在 の 準 備 金 額	当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (24) - (25) - (26)
				5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) $\times$ $\frac{60}{60}$	(25) 以外の場合	
		23	24	25	26	27
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日	から5年を経過したもの	円	円	円	円	
						円
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日	から5年を経過しないもの					
当 期 分						
計			円	円	円	

別表十二(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項第1号」又は「第55条第9項」	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項第2号」又は「第55条第9項」	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項第3号」又は「第55条第9項」	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項第4号」又は「第55条第9項」	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	(		)
投資事業有限責任組合の名称		1		当期積立額	4		円
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日		2	平	積立限度額の計算	5		
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間		3	平	適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者の 株式の帳簿価額の合計額	5		
			平	積立限度額	6		
			平	$(5) \times \frac{80}{100}$	6		
			平	積立限度超過額	7		
			平	$(4) - (6)$	7		

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00542」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十三(三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日		1	平	・	・	翌 期 当 期 繰 上 げ	期首特定事業再編投資損失準備金の金額		12		
特定事業再編実施日		2	平	・	・		均等益金算入額の計	基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額		13	
当期積立額		3						均等益金算入額 (13) × $\frac{96 - 48}{12 \times 60}$		14	
「17」欄 特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00543」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額											
積立	最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日		4			入 の 計 算					
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額		5				計 (14) + (15)		16		
限度	当期において取得した特定株式等の取得年月日		6	平	・	算	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)		17		
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額		7				期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12) - (16) + (17)		18		
額の						貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金		19		
	$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$		8				差 引 (19) - (18)		20		
計	(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額		9			当期	貸借対照表の取崩不足額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の(19)))		21		
	積立限度額 (8) - (9)		10				当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)		22		
積立限度超過額 (3) - (10)		11				前期以前分	前期末における差額 (前期の(20))		23		

別表十二(四)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する
明細書

1 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する 明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	(	
--------------------------------	--	----------------------	----------------------	-----	---	--

別表十二(四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1204

「10」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の5第1項」※1又は「第55条の5第7項」※2
 - ② 「区分番号」欄：「00192」
 - ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額
- ※1 ※2に該当するもの以外
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(七) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する 新幹線鉄道の名称	1		翌 当 期	期首新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額	13		
引当金積立計画の承認年月日	2	平・		10 年 間 均 等 益 金 算	最後の適用事業年度 の翌期首新幹線鉄道 大規模改修準備金の 金額	14	
承認積立計画に記載された 引当金の積立		平・			10年間均等益金算入 額等		
同上の積立期間							
当期積立							
積立限度額の計算	6		の 計 算	額	計 (15) + (16)	17	
積立限度額の計算	7			の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (5) - (8)	18	
積立限度超過額	8			の 計 算	差引新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額 (13) - (17) + (18)	19	
積立限度超過額	8			の 計 算	累計限度超過額 (11)	20	
累計限度超過額の計算	9		貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	期末新幹線鉄道 大規模改修準備金の金額 (19) - (20)	21		
累計限度超過額の計算	10			貸借対照表に計上されている 新幹線鉄道大規模改修準備金	22		
累計限度超過額の計算	11			差引 (22) - (21)	23		
限度超過額合計	12			当期 分	貸借対照表の取崩不足額 (17) - ((5) - ((22) - 前期の(22)))	24	
			前 期 分	当期に生じた差額の合計額 (12) + (24)	25		
			前 期 分	前期末における差額 (前期の(23))	26		

「18」欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」※1又は「第56条第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00195」

③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 ()

別表十二(八)

平成二十七年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当 期 準 備 金 積 立 額		1	円	翌	期首使用済燃料再処理準備金の金額		9	円
積立限度超過額の計算	当 期 準 備 金 積 立 額	2		繰越金算入額の計算	当 期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
	積 立 限 度 額	3			益 金	同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				計 (10) + (11)		12	
	積 立 限 度 超 過 額 (2) - (3)	4			当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)		13	
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料再処理準備金積立限度超過額の計算	当 期 準 備 金 積 立 額	5		算	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)		14	
	積 立 限 度 額	6		貸借対照表の	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金		15	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				差 引 (15) - (14)		16	
	積	「13」欄 使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の3第1項」※1又は「第57条の3第7項」※2 ② 「区分番号」欄：「00196」 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合						
当 期 積	(4) + (7)		8	明細	前期末における差額 (前期の(16))		19	

「13」欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の3第1項」※1又は「第57条の3第7項」※2

② 「区分番号」欄：「00196」

③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法 0301-1208

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
・ ・
・ ・
法人名 ()

別表十二(九)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	
積立期間	2	昭平平	当期	解体費用を支出した場合の益金算入額	19
当期積立額	3		繰上	累積限度超過額(17)	20
当期末の解体費用見積額	4		繰上	その他の場合による益金算入額	21
累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		繰上	計 (19) + (20) + (21)	22
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		繰上	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		繰上	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8		繰上	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25
計 (6) + (7) - (8)	9		繰上		
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		繰上		
積立限度超過額 (3) - (10)	11		繰上		
前期以前の累積限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15		繰上		
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		繰上		
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17		繰上		
前期以前の差額の明細			繰上		
当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)			繰上		
前期末における差額 (前期の(26))			繰上		

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00197」
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

保 険 等 の 種 類		1					合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
	当期異常災害損失等の補填額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計 (3) + (4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2) - (5)	6					
	当期積立額	7					
当期積立限度額	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	()	()	()	()	()
	積立限度額 (8) × (9)	10	円	円	円	円	円
	差引積立限度超過額 (7) - (10)	11					円
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12						
「7」欄							
保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2 ② 「区分番号」欄：「00198」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額） ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
内	・	期分	20				
	・	期分	21				
	・	期分	22				
期分	「7」欄	期分	23				円
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2 ② 「区分番号」欄：「00199」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額） ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
期末異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (27)		28					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差引 (29) - (28)	30					
	貸借対照表の取崩不足額 ((5) + (26)) - ((7) - ((29) - 前期の(29)))	31					
	当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32					
	前期末における差額 (前期の(30))	33					

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十二(十一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平 . .	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額	2		翌 期 繰 越 金 算 入 の 計 算	均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17
(2) のうち損金経理 による積立額	3		当期 繰 越 金 算 入 の 計 算	均等益金算入額 (17) × ——	18
(2) のうち剰余金の 処分による積立額	4		繰 越 金 算 入 の 計 算	同上以外の場合による 益金算入額	19
空港用地取得価額の計 算	5	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	繰 越 金 算 入 の 計 算	計 (18) + (19)	20
空港用地取得価額の計 算	6	空港用地取得価額基準額 (5) × $\frac{1}{10}$	繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	21
指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「39の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))	7		繰 越 金 算 入 の 計 算	期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22
新関空会社所得金額	8		繰 越 金 算 入 の 計 算	貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23
新関空会社欠損金額	9		繰 越 金 算 入 の 計 算	差 引 (23) - (22)	24
((7)+(8)又は(7)-(9)) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10		繰 越 金 算 入 の 計 算	照表の取崩不足額 (23) - (23) - 前期の(23))	25
算得基準額	11		繰 越 金 算 入 の 計 算	限度超過額 (2) - (14)	26
「15」欄			繰 越 金 算 入 の 計 算	当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合			繰 越 金 算 入 の 計 算	前期末における差額 (前期の(24))	28
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」			繰 越 金 算 入 の 計 算		
② 「区分番号」欄：「00421」			繰 越 金 算 入 の 計 算		
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額			繰 越 金 算 入 の 計 算		
整備債務算	13	空港用地整備債務基準額 (12) - ((16) - (19)) (マイナスの場合は0)	の 差 額 の 明 細		
積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14		の 差 額 の 明 細		
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15		の 差 額 の 明 細		

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
当期積立額		1	円		円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2	期首中部国際空港整備準備金の金額		11
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12
			均等益金算入額	(12) × —	13
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算	4	累計限度基準額	同上以外の場合による益金算入額	14
	空港用地取得価額基準額	5	計	(13) + (14)	15
	累計限度基準額残額	6	当期積立額のうち損金算入額	(10)	16
	所得又は連結所得の金額	7	期末中部国際空港整備準備金の金額	(11) - (15) + (16)	17
	所得基準額の計算	8	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
積立限度額の計算	積立限度額	9	差引	(18) - (17)	19
	当期積立額のうち損金算入額	10	貸借対照表の取崩不足額	(15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20
	前期以前分	前期末における差額	(前期の(19))	23	

別表十二(十二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(十三)

平成二十七年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期益金算入額						
特別修繕費を支出した場合による 益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
当期積立額	9					
積立限度額の計算						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した 特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
$\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	18					
貸借対照表の金額との差額の明細						
当期分						
前前期分						
積立期間 の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$	24					
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算						
当期益金算入額の計算						円
平成24年4月1日以後最初に開始する 事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 . .				
同上の日における 特別修繕準備金の金額	26	円				
$\frac{\text{当期の月数}}{48}$ 又は120	27	—				
4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28	円				
同上以外の場合による益金算入額	29					
当期益金算入額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額	30					
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	31					円
当期益金算入額 (30)	32					
期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33					
貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	34					
差 引 (34) - (33)	35					
当期積立額	36					
貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - (34) - 前期の(34))	37					
計 (36) + (37)	38					
前前期分 前期末における差額 (前期の(35))	39					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00391」

③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

⑥ 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	(
----------------------	--------	-----	---

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

認 定 計 画 等 の 種 類		1	第 号 円	翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額		11	F	
交 付 金 等 の 該 当 号		2			当期益金算入額	5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	12		
交 付 金 等 の 額		3				同上以外の場合による益金算入額 (26の計) + (27の計)	13		
当 期 積 立 額		4				計 (12) + (13)	14		
				当期積立額のうち損金算入額 (10)	15				
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額		5	貸借対照表の金額との差額の明細	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (11) - (14) + (15)		16		
	(4)のうち剰余金の処分による積立額		6		貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金 差 引 (17) - (16)		17	18	
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額		7		当期分	貸借対照表の取崩不足額 (14) - ((4) - ((17) - 前期の(17)))		19	
	所得基準額 (別表四「39の①」 - 「26の①」)又は(別表四の二付表「47の①」 - 「35の①」)		8			積立限度超過額 (4) - (9)		20	
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額)		9			当期に生じた差額の合計額 (19) + (20)		21	
当期積立額のうち損金算入額 ((4)と(9)のうち少ない金額)		10			前期末における差額 (前期の(18))	22			

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額の うち損金算入額	期首現在の 準備金額	当期経過 5年た場 合	利益金算 入額 (25)及び (26)の場 合	翌期繰越 (24)－(25) －(26)－(27)
	23	24	25	26	27
「10」欄					
農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の2第1項」					
② 「区分番号」欄：「00354」					
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額					
：					
当期分					
計		円	円	円	円

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平・・	平・・	平・・	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		32				
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33				
	(32)のうち剰余金の処分による金額					
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額 5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25の計)					
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (26の計)					
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額					
	計 (35)+(36)+(37)	38				
	所得基準額 (別表四「39の①」-(10)-別表四「26の①」)又は(別表四の二付表「47の①」-(10)-別表四の二付表「35の①」)	39				
	取得価額基準額 (31)-1円	40	① 円	② 円	③ 円	④+②+③
	圧縮限度額 (38)、(39)と(40)うち少ない金額	41				
	個別資産の圧縮限度額	42	円	円	円	
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 (32)と(42)のうち少ない金額	43	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥

「43の計」欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の3第1項」

② 「区分番号」欄：「00355」

③ 「適用額」欄：「43の計」欄の金額

別表十三(四)

「21」、「25」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20		
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭平 . .		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円	
	譲渡資産の種類	3			代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22		
	譲渡資産の収用換地等があった部分の帳簿価額	4	円		圧縮限度額 (22) × (19)	23		
取得した補償金等の額		5		圧縮限度超過額 (21) - (23)	24			
保留地				特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	25		
P66参照					繰入限度額の計算 特別勘定の対象となり得る金額 (17) - (22)	26		
					繰入限度額 (26) × (19)	27		
					繰入限度超過額 (25) - (27)	28		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8		翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29		
	譲渡経費に充てられたため交付を受けた金額	9			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30		
	差引譲渡経費の額 (8) - (9)	10			当期中に益金の額に算入すべき金額	31		
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	11			期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32		
交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) - (11)		12		交換取得資産の種類	33			
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	13		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (13)	14			交換取得資産の価額 (7)	35		
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15			圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36	
	同上に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	16				交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
	差引補償金等の額 (15) - (16)	17				交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	18				計 (36) + (37) + (38)	39	
差益割合 $\frac{(17) - (18)}{(17)}$		19		圧縮限度額 (35) - (39)	40			
				圧縮限度超過額 (34) - (40)	41			

P66参照

別表十三(四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第8項」	00356	「21」欄の金額(「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

※ 「第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「25」欄の金額(「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「34」欄の金額(「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「18」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十三(五) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

(号該当)

()

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類		1						譲渡の日を含む年度の事業連	
	同上の資産の取得年月日		2	昭平	昭平	昭平	昭平	昭平	平	
	譲渡した資産の所在地		3						計	
	譲渡した土地等の面積		4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日		5	平	平	平	平	平		
	対価の額		6	円	円	円	円	円		
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	7							
		譲渡に要した経費の額		8						
		計 (7) + (8)		9						
差益割合			10							
取得資産の明細	取得した買換資産の種類		11							
	取得した買換資産の所在地		12							
	取得年月日		13	昭平	昭平	昭平	昭平	昭平		
	買換資産の取得価額		14	円	円	円	円	円	円	
	ある場合の取得価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積		16						
		取得価額	17	円	円	円	円	円	円	
		$(14) \times \frac{(15) - (16)}{(15)}$								
	帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		18						
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額		19								
圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額		20								
買にあ取換る取得価額が前期末の圧縮基礎		前期末の取得価額	21							
		前期末の帳簿価額	22							
		圧縮基礎取得価額 $(20) \times \frac{(21) - (22)}{(21)}$	23							
圧縮限度額 (20)又は(23) $\times (10) \times 0.8$		24								
圧縮限度超過額 (18) - (24)		25								
対価の額の残額の計算		対価の額の合計額 (6の計)		26	円					円
		同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		27						
	特別勘定の対象となり得る金額 (26) - (27)		28							
	翌期繰越額の計算	同上のうち買換に充てようとする額	29							
		同上のうち前期買換資産の取得に充てようとする額	30							
		当期中において買換資産の取得に充てた金額	31							
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29) - (30) - (31)	32							
	特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額		33						
		繰入限度額 (33) - (32)		34						
		繰入限度超過額 (33) - (34)		35						
翌期繰越額の計算		当初の特別勘定の金額 (33) - (35)	36							
		当期中の特別勘定の金額 (36) - (35)	37							
		当期中に益金の額に算入された金額	38							
		当期中に益金の額に算入すべき金額	39							
期末特別勘定残額 (37) - (38) - (39)		40								

別表十三(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	「18」欄の金額(「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (第2号該当)		00360	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号ハ該当)		00550	
過疎地域の外から内への買換え (第4号該当)		00551	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第5号該当)		00552	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00363	
農用地区域内における土地等の買換え (第7号該当)		00235	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第8号該当)		00236	
国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年を超えるものから国内にある一定の土地等、建物、構築物等への買換え (第9号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第10号該当)		00364	
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」、「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00236	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
(第1号から第10号該当)	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00557	「18」欄の金額(「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第1項」、「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」		

※ 「第65条の7第9項」、「平成26年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「平成26年旧措置法第8号」は、平成26年4月1日前に施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得をする買換資産について適用する場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「33」欄の金額(「35」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (第2号該当)		00366	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号ハ該当)		00554	
過疎地域の外から内への買換え (第4号該当)		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第5号該当)		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00369	
農用地区域内における土地等の買換え (第7号該当)		00254	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第8号該当)		00255	
国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年を超えるものから国内にある一定の土地等、建物、構築物等への買換え (第9号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え (第10号該当)		00370	
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00255	

※ 「第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「平成26年旧措置法第8号」は、平成26年4月1日前に施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得をする買換え資産について適用する場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

交換分合計画が公告された日	1	昭平	取得資産のみを	資産の帳簿価額を減額した金額	13		円
譲渡資産の種類	2		譲渡直前の帳簿価額(8)	14			
「13」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2 ② 「区分番号」欄：「00260」 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	圧縮限度額	18			
帳簿価額	6	円	圧縮限度超過額	19			
譲渡に要した経費の額	7		資産の帳簿価額を減額した金額	20			
計(7)	8		取得資産の価額(11)	21			
「20」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2 ② 「区分番号」欄：「00260」 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
取得資産の価額	11	円	圧縮限度額	25			
取得した土地等の面積	12	平方メートル	圧縮限度超過額	26			

別表十三(六) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(七)

「15」、「23」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	(	)
事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	(	)
造成事業施行者の名称		1		交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23	円
交換譲渡資産等の明細	交換等をした資産の種類	2		取得資産等の価額(14)	24	
	同上の資産の取得年月日	3	昭平	譲渡直前の帳簿価額(10)	25	
	交換等をした資産の所在地	4		譲渡資産等とともに交換差金の額	26	
	交換等をした土地等の面積	5	平方メートル	譲渡資産の対価の額(7)	27	
	交換等の年月日	6	平	(25) + (26) 又は (24) - (27))	28	
	対価の額	7		圧縮限度額(24) - (28)	29	
	譲渡直前の帳簿価額	8		圧縮限度超過額(23) - (29)	30	
	交換等に要した経費の額	9		取得認定期間	31	平・平
	計(8) + (9)	10		特別勘定に経理した金額	32	円
	取得した宅地の所在地	11		譲り受ける宅地の価額の見積額	33	
交換取得資産等の明細	取得した宅地の面積	12	平方メートル	譲渡直前の帳簿価額(10)	34	
	取得年月日	13	平	譲渡資産の対価の額(7)	35	
	取得した宅地の価額	14		譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36	
	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15		譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34) × (33) / (35)	37	
	譲渡直前の帳簿価額(10)	16		譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34) + ((33) - (35))	38	
	取得資産等の価額(14)	17		繰入限度額(33) - ((36)、(37) 又は (38))	39	
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	18		繰入限度超過額(32) - (39)	40	
	譲渡資産の対価の額(7)	19		当初の特別勘定の金額(32) - (40)	41	
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16) × ((17) / (17) + (18) 又は (17) / (19))	20		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42	
	圧縮限度額(17) - (20)	21		当期中に益金の額に算入すべき金額	43	
場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合	圧縮限度超過額(15) - (21)	22		期末特別勘定残額(41) - (42) - (43)	44	

別表十三(七) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「15」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「23」欄の金額(「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第65条の12第1項」又は「第65条の12第3項」	00262	「32」欄の金額(「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条の12第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例を適用を受ける場合が該当します。

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

--	--

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

○「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2

○「区分番号」欄：「00265」

○「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十三(十)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) - (7)	8						

譲渡土地等の明細

「17」欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の2第1項」※1又は「第66条の2第7項」※2

② 「区分番号」欄：「00266」

③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

譲渡土地							
譲渡土地							
譲渡利益金額の計算	譲渡直前の帳簿価額	譲渡に要した経費の額	13				
	計 (12) + (13)		14				
	譲渡利益金額 (11) - (14)		15				

圧縮限度額の計算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額の計算	(15)の計) × (80%又は60%)	18				
	(18)のうち適用済みの金額	19	②1の①	②1の①+②	②1の①+②+③	②1の①+②+③+④
	(18) - (19)	20				
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21					
圧縮限度超過額 (17) - ②1	22					

別表十三(十一)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	(	)
円	試験研究用資産の 帳簿価額を減額した金額		5	円
圧縮 限度 額の 計算	(3)のうち固定資産の 取得等に充てた金額		6	
	圧縮限度額 (6)又は((6)－1円)		7	
	圧縮限度超過額 (5)－(7)		8	

別表十三(十一)
平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1311

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十二)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十三(十二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・・
助成金を交付した者	2		告示番号	5	第号
助成金の交付を受けた年月日	3	平・・	交付を受けた助成金等の額	6	円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算					
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填金	減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18
	損金不算入額 (8) - (7)	9		(12) - (14)	
転廃業助成金	転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) - (18)	19
	減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌当初の特別勘定の金額 (17) - (19)	20
	差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12		繰入限度超過額	21
助成金の圧縮限度額の計算	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	22
	固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		当期中に益金の額に算入すべき金額	23
	圧縮限度額 (14)又は((14) - 1円)	15		期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	
金	圧縮限度超過額 (13) - (15)	16			

P78参照

別表十三(十二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金等の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度		法人名	
公益法人等以外の法人の場合			
一般寄附金	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2	
	その他の寄附金額	3	
	計(1)+(2)+(3)	4	
	「26」欄 全支配関係がある	5	
公益法人等の場合			
長期給付事業への繰入利子額	25		円
	同上以外のみなし寄附金額	26	
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項」※1又は「第66条の11の2第1項」※2 ② 「区分番号」欄:「00375」※1又は「00393」※2 ③ 「適用額」欄:「26」欄の金額 (注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。 ※1 特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項(区分番号:「00375」) 「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合 ※2 第66条の11の2第1項(区分番号:「00393」) 「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合			
に損算		(14)+(15)×2	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額(「42」欄は(16)のうち少ない金額)	17	損金算入限度額(31)、(31)と(32)のうち多い金額又は(31)と(33)のうち多い金額	34
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の11の2第2項」※1、2又は「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項」※1 ② 「区分番号」欄:「00394」※1又は「00424」※2 ③ 「適用額」欄:「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額) ※1 第66条の11の2第2項又は特定非営利活動促進法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」) 「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合 ※2 第66条の11の2第2項(区分番号:「00424」) 「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合			
計			
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細			
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称
			寄附金額又は支出金額42
			円
計			
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細			
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称
			支出金額
			円

別表十四(二)

平二七・四・一以後終了事業年度分

別表十四(四)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
譲渡対価の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮計算						
譲渡						
当期が譲渡年度である場合の利益金算入額 (10)	11					円
譲渡利益額の調整						
(8)のうち期首現在で益金の額に算入 されていない金額 (前期の(14))	12					
当期利益金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額)	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14					
譲渡損失額の調整						
(10)のうち期首現在で損金の額に算入 されていない金額 (前期の(17))	15					
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額)	16					
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	
簡便法による当期損益計算する 又は場合は						
償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数) × 12	19	月	月	月	月	
当期の月数 (当期が譲渡年度である 場合には譲渡日から当期の末日 までの月数)	20					
当期利益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22					
支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	
当期の月数 (当期が譲渡年度である 場合には譲渡日から当期の末日 までの月数)	24					
当期利益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26					

別表十四(四)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出

(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 区 分	種 類	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
------------------	--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

()

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P89参照

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用
減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

(

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P89参照

別表十六(五)
「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

1

取替法による取替資産の償却額の計算に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	(		)
	・	・				

別表十六(五)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1																	
	構造	2																	
	細目	3																	
分	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・										
	事業の用に供した年月	5																	
	耐用年数	6		年		年		年		年									
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円									
	圧縮記帳による積立金計上額	8																	
	差引取得価額 (7)－(8)	9																	
帳簿	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10																	
	期末現在の積立金の額	11																	
	積立金の期中取崩額	12																	
価額	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△		外△		外△		外△		外△								
	損金に計上した当期償却額	14																	
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外		外								
額	合 計 (13)＋(14)＋(15)	16																	
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	17																	
	旧定率法又は定率法の 償却額計算の基礎となる金額	18																	
当期分の普通償却限度額	旧定額法による償却計算の基礎となる金額 (9)－(9)× $\frac{10}{100}$	19																	
	旧定額法の償却率	20																	
	旧定率法による償却計算の基礎となる金額 (18)	21		円		円		円		円	円								
額	旧定率法の償却率	22																	
	算出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	23		円		円		円		円	円								
	定額法による償却計算の基礎となる金額 (23)又は(24)	24																	
額	定額法の償却率	25																	
	定率法による償却率	26		円		円		円		円	円								
	算出償却率 (24)×(25)又は(26)×(27)	27																	
当期分の特別償却限度額	算出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28		円		円		円		円	円								
	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29																	
	特別償却限度額	30	(	外	)	(	外	)	(	外	)	(	外	)	(	外	)		
の償却限度額	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	31																	
	口 (29)＋(30)＋(31)	32																	
	差引取得価額×50％ (9)× $\frac{50}{100}$	33																	
額	当期償却可能限度額	34																	
	当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち少ない金額	35																	
	取り替えた新たな資産 償却限度額 (35)＋(36)	36																	
差引	当期償却額	38																	
	償却不足額 (37)－(38)	39																	
	償却超過額 (38)－(37)	40																	
額	前期からの繰越額	41	外		外		外		外		外		外		外		外		外
	当期償却不足によるもの 積立金取崩しによるもの	42																	
	差引合計翌期への繰越額 (40)＋(41)－(42)－(43)	44																	
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)－(42)と(30)＋(31)のうち少ない金額	45																	
	当期において切り捨てる特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	46																	
	差引翌期への繰越額 (45)－(46)	47																	
額	繰越内 期繰越 額の の	48		平	・	・	平	・	・										
	当期分不足額	49																	
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (49)－(42)と(30)のうち少ない金額	50																	
備考																			

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P91～97参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号イ)	00431 ※1	
	第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	00566 ※1	
	第42条の5第1項第1号ハ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437 ※2	
	第42条の5第1項第1号ニ	00287	
	第42条の5第1項第2号	00293	

※1 区分番号「00566」は、平成27年4月1日以後に特定エネルギー環境負荷低減設備等(風力発電設備)の取得等をした場合が該当し、平成27年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(太陽光・風力発電設備)の取得等をした場合は、区分番号「00431」が該当します。

※2 区分番号「00437」は、平成26年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(熱電併給型動力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	
国際戦略総合特別区域において 機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地方活力向上地域において特定 建物等を取得した場合の特別償却	第42条の12第1項	00568 ※	

※ 区分番号「00568」は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に地方活力向上地域において特定建物等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国内の設備投資額が増加した場合の 機械等の特別償却	平成27年旧措置法第42条の12 の2第1項	00441	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
特定中小企業者等が経営改善設備 を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の 特別償却	第42条の12の5第1項	00509 ※	
	第42条の12の5第1項及び第2 項	00512 ※	

※ 区分番号「00512」は、平成28年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、区分番号「00509」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学 術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特 別償却	第44条の4第1項	00388	
	平成27年旧措置法第44条の4 第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償 却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号	00120	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成27年旧措置法第45条第1項第1号ロ	00328 ※	

※ 区分番号「00328」は、平成27年4月1日前に取得等をした工業用機械等について、振興山村地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00527	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第5号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項第1号	00454 ※1	
	第45条第2項第1号	00573 ※1	
	第45条第2項第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457 ※2	
	第45条第2項第3号	00536 ※2	
	第45条第2項第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成27年旧措置法第45条の2 第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等 の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した 場合の3年以内取得資産の割増 償却	平成27年旧措置法第46条の2 第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準 適合認定を受けた場合の次世代 育成支援対策資産の割増償却 (次世代育成支援対策に係る基 準適合認定を受けた場合の建物 等の割増償却)	平成27年旧措置法第46条の3 第1項	00340 ※	
	「第46条の2第1項第1号イ」 又は「第46条の2第1項第2 号イ」	00577 ※	
	「第46条の2第1項第1号ロ」 又は「第46条の2第1項第2 号ロ」	00579 ※	

※ 区分番号「00577」又は「00579」は、平成27年4月1日以後に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について平成27年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、平成27年4月1日前に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等について平成27年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「00340」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
サービス付き高齢者向け賃貸 住宅の割増償却	第47条第1項	00343	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
特定都市再生建築物等の割増償 却(特定再開発建築物等の割増 償却)	「平成27年旧措置法第47条の 2第1項」又は「平成25年旧措 置法第47条の2第1項」 (「平成27年旧措置法第47条の 2第3項第1号」又は「平成25 年旧措置法第47条の2第3項 第1号」)	00460 ※1	
	第47条の2第1項 (同条第3項第1号イ)	00466 ※2	
	「第47条の2第1項」、「平成 27年旧措置法第47条の2第1 項」又は「平成25年旧措置法 第47条の2第1項」	00469 ※2	
	(「第47条の2第3項第1号 ロ」、「平成27年旧措置法第47 条の2第3項第2号ロ」又は「 平成25年旧措置法第47条の2 第3項第2号」)		

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	第47条の2第1項	00539	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	(同条第3項第2号)		
	「第47条の2第1項」又は「平成27年旧措置法第47条の2第1項」 「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00478	

※1 区分番号「00460」は、平成27年4月1日前に取得等をした都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「00469」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	第48条第1項	00349	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、別表十六(二)「37」欄、別表十六(三)「33」欄又は別表十六(五)「31」欄の金額

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、これに当期の月数を乗じて計算した金額が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額		8	円				
			((7)の計)				

「8」欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の5第1項」

② 「区分番号」欄:「00277」

③ 「適用額」欄:「8」欄の金額

(注) 適用額は、年300万円が上限となります。

法 0301-1607

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十六(九)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 項	第 第 項	第 第 項	計
資 種 類	2				
産 構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3				
区 細 目	4				
分 事 業 の 用 に 供 し	P92～97参照			平 ・ ・	平 ・ ・
耐 用			年	年	
当 期 積 立 額	7	円	円	円	円
当 期 積 立 限 度 額	8				
前 期 から 繰 り 越 し た 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	9				
積 立 限 度 額 (8) + (9)	10				
積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11				
差 引 積 立 不 足 額					
割 増 償 却 (8) - (7)					
初 年 度 特 別 償 却 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0 の場合は (8))	13				
積 立 不 足 額					
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 積 立 不 足 額 (10) - (7)	14				
当 期 に お い て 切 り 捨 て る 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	15				
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16				
翌 期 へ の 繰 越 額 の 内 訳					
平 平	17				
当 期 (12) 又 は (13)	18				
計 (17) + (18)	19				
当 期 積 立 額 の 中 損 金 算 入 額 ((7) と (10) の 中 少 ない 金 額)	20				
合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8) - (7)	21				
積 立 事 業 年 度	22	平 平	・ ・	・ ・	・ ・
各 積 立 事 業 年 度 の 積 立 額 の 中 損 金 算 入 額	23	円	円	円	円
期 首 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額	24				
均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) × 84.60 又 は (耐用年数 × 12)	25				
同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	26				
合 計 (25) + (26)	27				
期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24) - (27)	28				

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号イ)	00401	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号イ))	00432 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号ロ))	00567 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号ハ)	00404	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号ハ))	00438 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号ニ)	00288	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第2号)	00294	

※1 区分番号「00567」は、平成27年4月1日以後に特定エネルギー環境負荷低減設備等(風力発電設備)の取得等をした場合が該当し、平成27年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(太陽光・風力発電設備)の取得等をした場合は、区分番号「00432」が該当します。

※2 区分番号「00438」は、平成26年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(熱電併給型動力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第2項)	00488	「8」欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号イ)	00499	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号ロ)	00502	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第2号)	00505	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合等の特別控除	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569 ※	

※ 区分番号「00569」は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に地方活力向上地域において特定建物等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00442	「8」欄の金額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項)	00510 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項及び第2項)	00513 ※	

※ 区分番号「00513」は、平成28年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、「00510」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	「8」欄の金額
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00308	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	「8」欄の金額
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00389	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第44条の4第2項)	00317	
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項)	00452	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第2項)	00525	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第1項第1号)	00121	※
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第1項第1号ロ)	00329	

※ 区分番号「00329」は、平成27年4月1日前に取得等をした工業用機械等について、振興山村地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項第1号)	00455 ※1	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00574 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条の2第1項第2号)	00335	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00172	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第46条の3第1項)	00341 ※	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」)	00578 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」)	00580 ※	

※ 区分番号「00578」又は「00580」は、平成27年4月1日以後に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について平成27年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、平成27年4月1日前に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等について平成27年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「00341」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00344	「8」欄の金額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「平成27年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00461 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号イ)	00467 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00470 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第2号)	00540	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00479	

- ※1 区分番号「00461」は、平成27年4月1日前に取得等をした都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「00470」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00350	「8」欄の金額

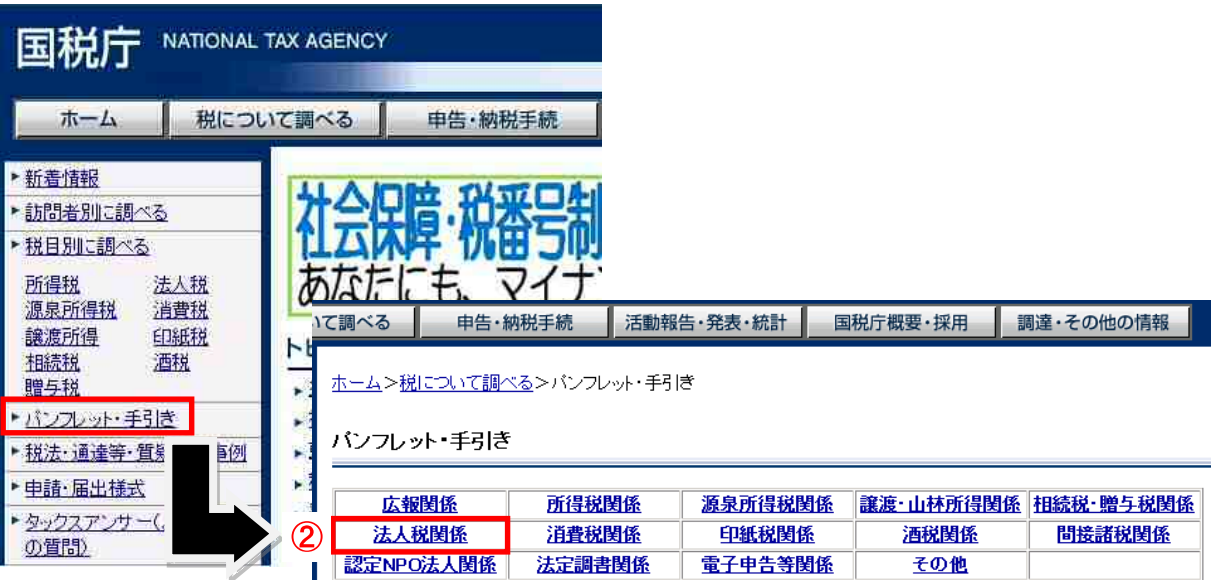
「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額

3 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」



①

②

法人税関係

改正の概要関係

適用額明細書関係

③

適用額明細書に関するお知らせ(平成27年7月) **NEW**

ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>適用額明細書に関するお知らせ

適用額明細書に関するお知らせ

平成22年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定され、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されました。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。

(3) 適用額明細書の記載の手引
平成27年4月1日以後終了事業年度分 **NEW**

(4) 事業年度分の適用額明細書 (PDF/78KB)